

第3次 札幌市 景観計画 概要版

案

R8.3.11
第5回
札幌市景観審議会

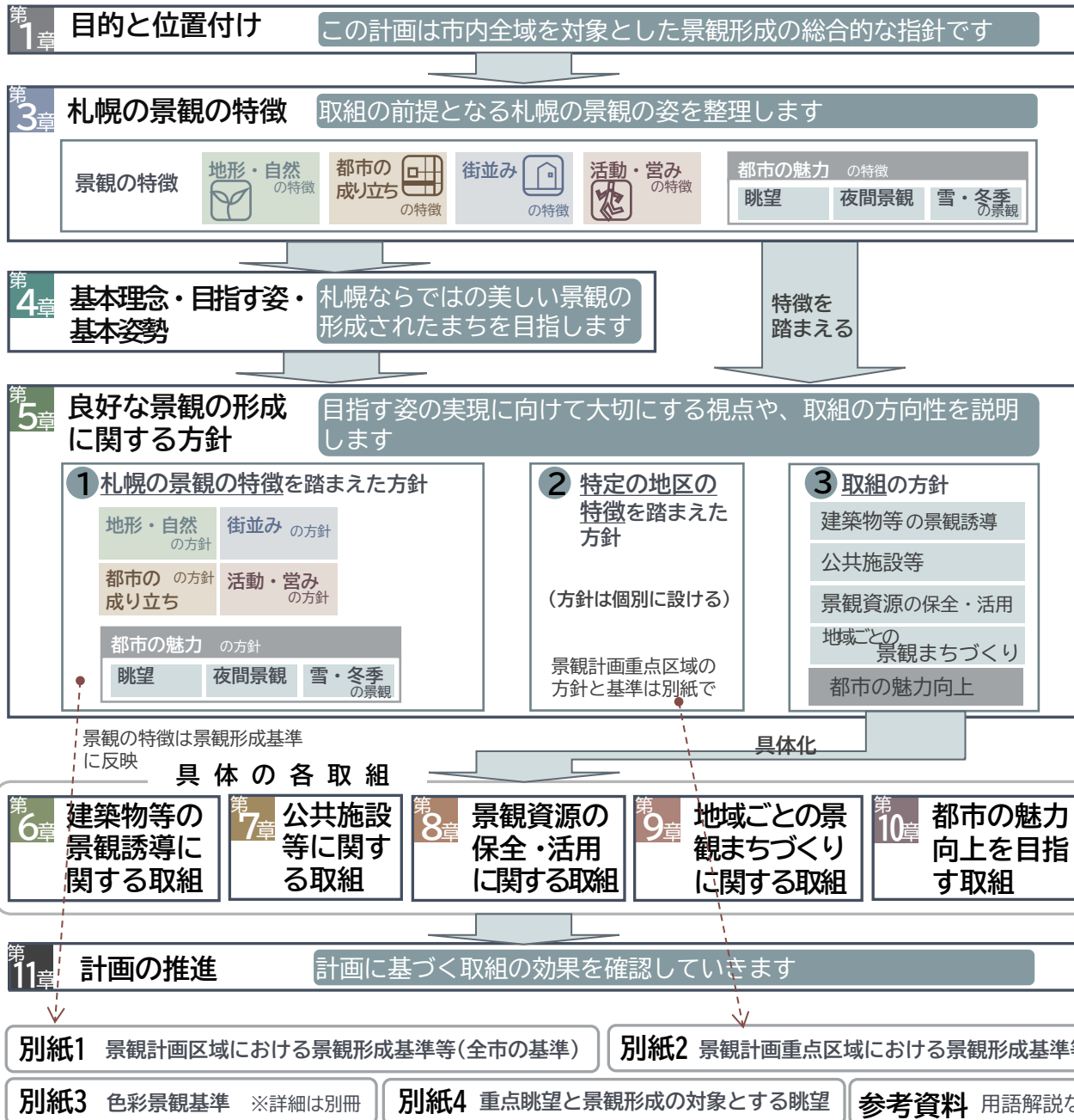
目次

はじめに	計画の構成	・・・1
第1章	目的と位置付け	・・・2
第2章	この計画のポイント	・・・3
第3章	札幌の景観の特徴	・・・4
第4章	基本理念・目指す姿・基本姿勢	・・・5
第5章	良好な景観の形成に関する方針	・・・6
第6章	建築物等の景観誘導に関する取組	・・・8
第7章	公共施設等に関する取組	・・・10
第8章	景観資源の保全・活用に関する取組	・・・11
第9章	地域ごとの景観まちづくりに関する取組	・・・12
第10章	都市の魅力向上を目指す取組	・・・13
第11章	計画の推進	・・・14
別紙		・・・14

第2章

この計画のポイント

前計画で導入した仕組みを継続しつつ、都市の魅力向上を目指して取組の充実を図ります



はじめに

計画の構成

1 章

目的と位置付け

目的

- ▶ 札幌の景観形成の総合的な指針として、目指す姿、方針等を明らかにするとともに、その実現に向けた取組などを定めます
- ▶ この計画を市民・事業者・行政等が共有し、相互に連携して、持続的かつ計画的に良好な景観の形成に向けた取組を推進します

位置付け

- ▶ 景観法第8条第1項の規定による「良好な景観の形成に関する計画」として定めます
- ▶ 札幌市景観条例と一体となり計画を推進します

計画期間

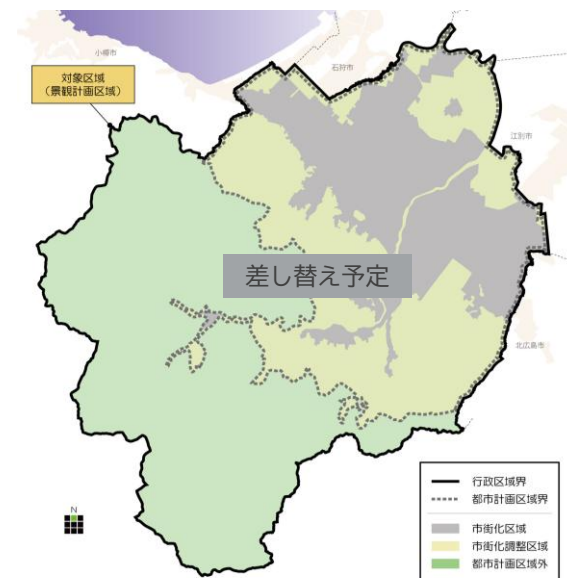
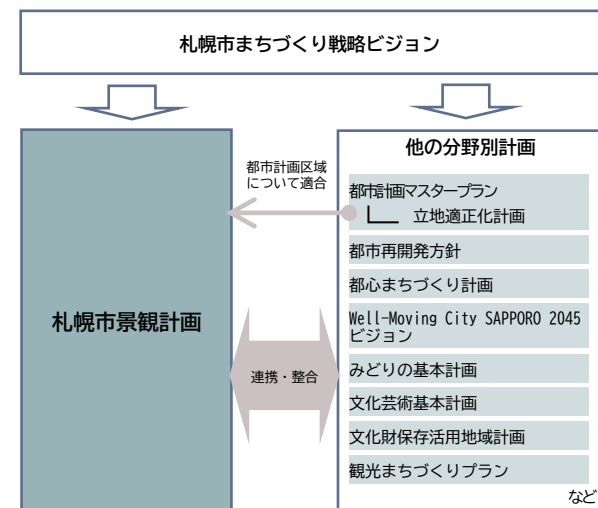
- ▶ 概ね20年後(令和27年(2045年))まで
- ▶ 社会経済情勢の変化や関連計画等の変更などが生じた場合には、適宜見直します

対象区域

- ▶ 札幌市の行政区域全域を対象区域とします



景観法第8条第2項第1号の規定による
「景観計画区域」



この計画は、札幌市の行政区域全域を対象とした、景観形成の総合的な指針です

札幌らしさをより感じられる景観形成に向けた取組

2章

この計画のポイント

その1 都市の魅力向上を目指す取組

眺望

まちの骨格がわかる高所から見晴らした市街地、交差点から見た直線道路沿いに並ぶ建築物群など、眺望には街の歴史やまちづくりを視覚的に感じられる魅力があります

まちの全体像や特徴を表す眺望の魅力がより高まるよう「景観配慮・創出に向けた誘導」と「普及啓発」を実施します

★ ★ 夜間景観

夜の展望台から見える街の輝き、街路灯や建物から漏れ出る光が彩る夜の通り、イベントの夜景に親しめる場所など、夜間の景観には昼とは異なる魅力があります

光が創る空間を楽しむ夜間景観の魅力がより高まるよう「景観配慮・創出に向けた誘導」と「普及啓発」を実施します

★ ★ 雪・冬季の景観

イルミネーションに演出された街路樹、積雪後の未踏の雪景色など、冬季の札幌には他の季節とは異なる魅力があります

雪に包まれ、雪に親しむ雪・冬季の景観の魅力がより高まるよう「景観配慮・創出に向けた誘導」と「普及啓発」を実施します

その2 きめ細やかな景観誘導

- ▶ 景観配慮・創出をよりきめ細やかに誘導していくため、景観計画区域における景観形成基準（良好な景観形成のための行為の制限）等を見直します
- ▶ 敷地周辺の大きな特徴を捉えた景観配慮・創出を誘導していくため、市街化区域内を4つに区分（以下この計画では「ゾーン」という。）し、この区分に応じた景観形成基準を追加します



これまでの取組を踏まえ改善・強化した取組

- ▶ 前計画や景観に影響を与える近年の社会情勢の変化を踏まえた取組を推進します

前計画の取組結果

導入した景観プレ・アドバイス制度（P8参照）の実施など

社会情勢の変化

大規模な開発による新たな街並みの形成、デジタルサイネージの増加など



踏まえる

改善・強化した取組

基準を補完するガイドラインの検討など

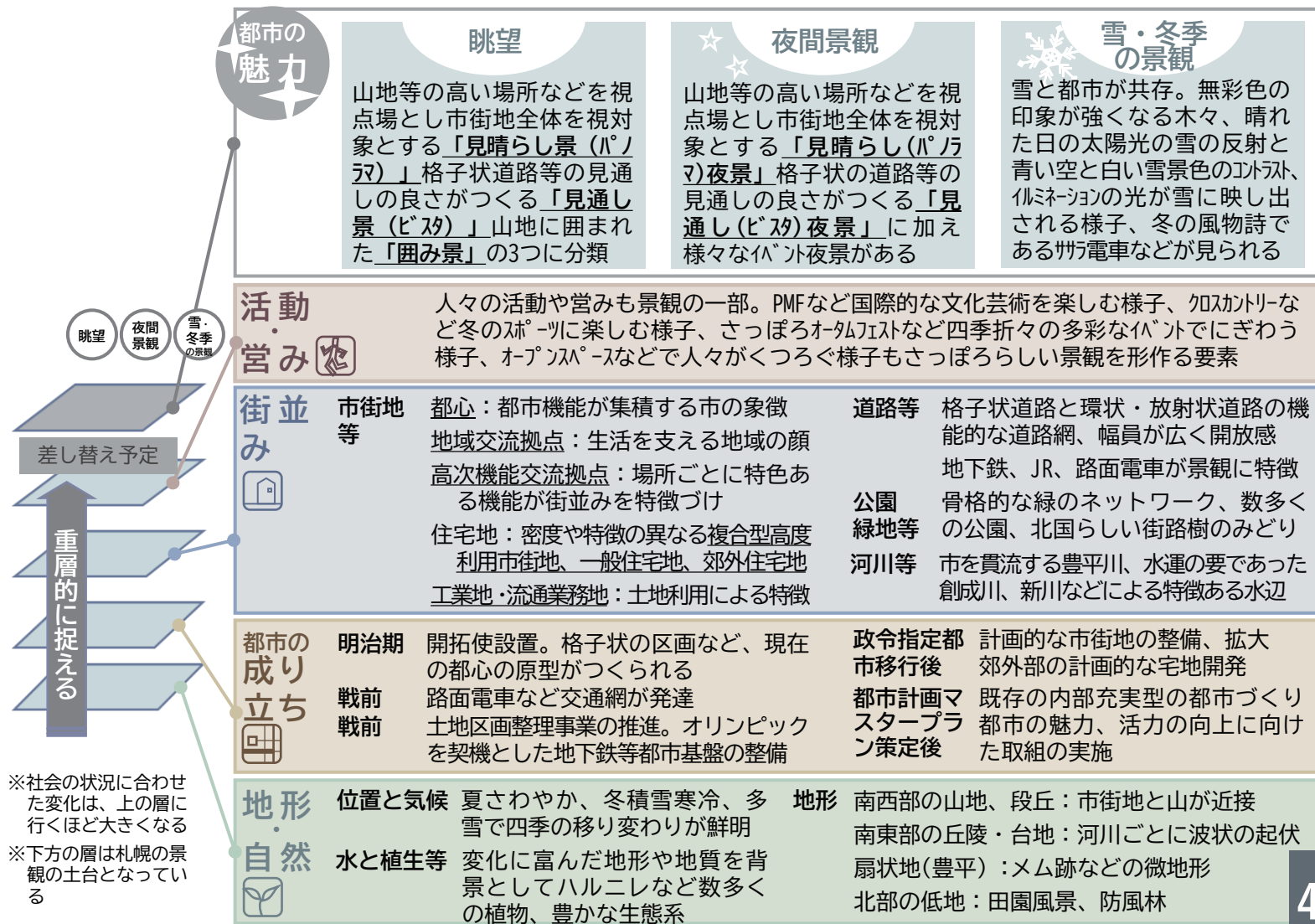
3章

札幌の景観の特徴

景観の捉え方

- ▶ 景観を構成する要素を個別に捉えるのではなく、これらを重層的に捉える視点が大切です
- ▶ 視点場と視対象との距離、季節や時間などにより、見え方が変わることも踏まえることも大切です

景観の特徴



4章

基本理念
目指す姿
基本姿勢

札幌市景観条例の基本理念に基づき、札幌ならではの美しい景観の形成されたまちを目指します

基本理念

- ▶ 札幌市景観条例の基本理念を示します

札幌市景観条例第3条第1項

景観を構成する要素が相互に調和し、引き立てあうことで多様な魅力を放つ美しい札幌の景観を、市民及び事業者と協力して創り上げていくとともに、これを市民共通のかけがえのない財産として次世代へ継承するものとする（要約）

札幌市景観条例第3条第2項

良好な景観の形成は、市、市民及び事業者が、良好な景観の形成の主体としてそれぞれ担うべき役割を認識し、相互に協力、連携することにより推進されなければならない

目指す姿

札幌ならではの美しい景観の形成されたまち

- 札幌の景観の土台となる地形・自然や都市の成り立ちが大切にされています
- 場所ごとの街並みや活動・営みが個性豊かに変化を重ね、まち全体の魅力が高まっています
- 札幌らしさを際立たせる眺望、夜間景観、雪・冬季の景観が創られ、磨かれています

イメージ図又は写真

基本姿勢

対話の
実践

- ▶ 取組にあたっては、対話により取組を行うことを基本姿勢とします

市民・
事業者・
行政の協働

- ▶ 取組にあたっては、市民等と協働して取組を行うことを基本姿勢とします

札幌の景観の特徴を踏まえた景観形成の方針

景観法第8条第3項の規定による「良好な景観の形成に関する方針」

5章

良好な景観の形成に関する方針①

良好な景観の形成に向けて、「景観の特徴を踏まえた方針※」と「取組の方針」を示します

※建築物等の建築等にあたり、配慮を求める基準（景観形成基準）はこの方針に沿った内容で設けています

地形自然

の特徴を踏まえた景観形成の方針

A1 気候、地形、植生、水辺等などの自然環境を生かした景観形成を図ります

A2 多様な生態系の保全に配慮した景観形成を図ります

都市の成り立ち

の特徴を踏まえた景観形成の方針

B1 歴史的・文化的なまちの景観資源※を生かした景観形成を図ります

※景観形成のもとになるもの

街並み

の特徴を踏まえた景観形成の方針

市街地等

の景観形成の方針

C1 市街地では4つのゾーンを踏まえるとともに、都市機能の特徴を生かした景観形成を図ります

C2 市街地の外では、維持・保全された豊かな自然や農地を尊重した景観形成を図ります

道路等

の景観形成の方針

C3 道路ごとの特徴を生かした魅力的な沿道の景観形成を図ります

C4 場所の魅力につながる道路空間の整備や維持保全・活用により、にぎわいある景観形成を図ります

公園緑地等

の景観形成の方針

C5 豊かなみどりを守り、新しいみどりを育て、みどりをつなげる景観形成を図ります

C6 河川を生かし水辺とみどりが一体となった潤いある景観形成を図ります

C7 骨格となる水とみどりのネットワーク、特徴ある水辺空間やみどりと協調した景観形成を図ります

広告物・サイン

の景観形成の方針

C8 場所に応じた質の高い広告物・サインがある景観形成を図ります



都心ゾーン

○札幌の魅力を先導する洗練された、活力とにぎわいのある景観形成を図ります

○格子状道路の連続性が感じられる中に、辻空間や緑地空間が個性をつくる景観形成を図ります

○人にやさしく快適な、まち巡りが楽しい空間の創出を重視した景観形成を図ります

一般市街地ゾーン

○地域ごとのまとまりに配慮した愛着の持てる景観形成を図ります

山地のみどりに近接するゾーン

○みどりの豊かさを生かした、落ち着いたある景観形成を図ります

工業地・流通業務地ゾーン

○隣接する周辺の市街地との調和に配慮した景観形成を図ります

活動営み

の特徴を踏まえた景観形成の方針

D1 人々の活動・営みが地域らしさを演出する景観形成を図ります

D2 時代を経て成熟していく質の高い景観形成を図ります

D3 使用されていない建築物や土地等が生じる際は、周辺の街並みや環境を悪化させないように配慮がなされた景観形成を図ります

都市の魅力

の特徴を踏まえた景観形成の方針

眺望

の景観形成の方針

E1 札幌の眺望の特徴を尊重した景観形成を図ります

夜間景観

の景観形成の方針

E2 札幌の夜間景観の特徴を生かした景観形成を図ります

雪・冬季の景観

の景観形成の方針

E3 雪のある冬季の景観が札幌の個性の一つであることを踏まえ、雪を生かした景観形成を図ります

E4 雪と共生する良好な景観形成を図ります

5章

良好な景観の形成に関する方針②

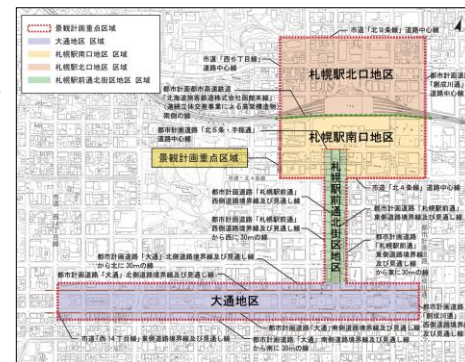
特定の地区の特徴を踏まえた景観形成の方針

- ▶ 「景観計画重点区域」における景観形成の方針（景観法第8条第3項の規定による「良好な景観の形成に関する方針」）は、地区の特徴に応じて地区ごとに定めます（別紙2に記載）
- ▶ 景観まちづくり推進区域など、個別に景観形成の方針を定める場合は、地区の特徴に応じて定めるものとします

別紙2では

景観計画重点区域に指定している4地区の区域、届出対象行為、景観形成の方針、景観形成基準を定めます

- 大通地区
- 札幌駅南口地区
- 札幌駅北口地区
- 札幌駅前通北街区地区



景観形成に向けた取組の方針

- ▶ 目指す姿の実現に向けて、「建築物等の景観誘導」「公共施設等の取組」「景観資源の保全・活用」「地域ごとの景観まちづくりの推進」の取組を行うこととします
- ▶ また、「眺望」「夜間景観」「雪・冬季の景観」の魅力向上を目指した取組を行うこととします

建築物等の景観誘導

に関する取組の方針
届出・協議、景観ブレ・アドバイス、
景観形成基準の補完などを実施



第6章

で説明

景観資源の保全・活用

に関する取組の方針
景観資源の指定・登録の推進、景観資源の
保全・活用への支援を実施



第8章

で説明

公共施設等に関する取組の方針

協議による景観誘導等、景観重要
公共施設に関する取組を実施



第7章

で説明

地域ごとの景観まちづくりの方針

に関する取組
景観まちづくり指針などを実施



第9章

で説明

都市の魅力向上

を目指す取組の方針
景観配慮・創出に向けた誘導等を実施



第10章

で説明

6章

建築物等の景観誘導に関する取組①

一定の規模を超える建築物等の建築等や屋外広告物を対象とした景観誘導等の取組を進めます

大通地区景観計画重点区域における景観形成基準等の見直し

- ▶ 大通地区における関係施策の取組、重点眺望などの取組を踏まえ、大通地区景観計画重点区域における景観形成基準等の見直しに着手します

景観プレ・アドバイス等による事前協議

景観プレ・アドバイス

- ▶ 都市計画の決定や変更を伴う場合などの周辺の景観に与える影響が大きい一定規模以上の建築物の新築等や重点眺望の見え方に影響を与える一定規模以上の建築物の建築等について、専門家が関わり助言を行う制度である景観プレ・アドバイスを活用した景観誘導を行います

(札幌市景観条例第16条の2)

事前協議

- ▶ 届出・協議を行おうとする事業者等は、その届出を行う前に、事前協議をすることができるとします

(札幌市景観条例第16条)

届出

景観計画区域

- ▶ 景観計画区域における届出対象行為と景観形成基準を定めます (別紙1に記載)

(景観法第8条第2項第2号、景観法第16条、第17条関係)

景観計画重点区域

- ▶ 景観計画重点区域における届出対象行為と景観形成基準を定めます (別紙2に記載)

(景観法第8条第2項第2号、第16条、第17条、札幌市景観条例第24条ほか)

景観まちづくり推進区域

- ▶ 景観まちづくり推進区域における届出対象行為と地域景観形成基準等は景観まちづくり指針により定めます

(札幌市景観条例第42条の5)



参考>>景観プレ・アドバイス、事前協議、届出の流れ

一定規模以上の建築物等

より大規模な建築物等

事前協議 (任意)

景観プレ・アドバイス
(構想段階・設計段階)
又は (設計段階)

届出

都市計画審議会に付議する前や
工事着手の180日前

工事着手の30日前

6章

建築物等の景観誘導に関する取組②

一定の規模を超える建築物等の建築等や屋外広告物を対象とした景観誘導等の取組を進めます

景観形成基準の補完

- ▶ 夜間景観の創出は規制による誘導が馴染まないことから、目指す姿や実現に向けた取組例を示すガイドラインの策定を検討します

屋外広告物

行為の制限に関する事項

札幌市屋外広告物条例により必要な規制を行います

(景観法第8条第2項第4号の規定による「屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項」)

ガイドラインの策定検討

広告物のデザインは一律の規制になじまないことから、考え方や取組事例を示すガイドラインの策定を検討します

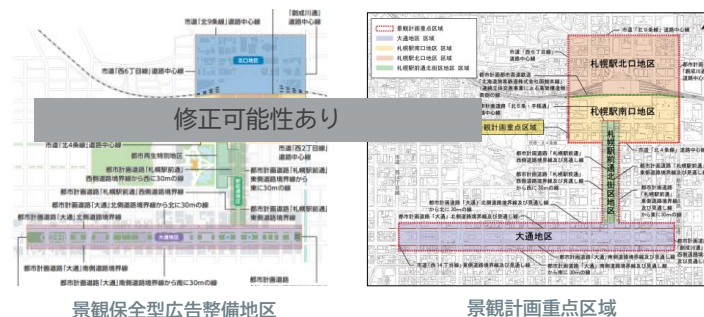
デジタルサイネージに関する基準の策定検討

デジタルサイネージについて、札幌市屋外広告物条例に基づく景観保全型広告整備地区※における基準の策定を検討します

※ 景観保全型広告整備地区について

札幌市屋外広告物条例に基づき、良好な景観を保全し、又は形成するため屋外広告物の整備を図ることが特に必要な区域を「景観保全型広告整備地区」として指定し、許可の基準等を定めています。

この区域は、景観計画重点区域と概ね同じ範囲となっており、両制度で連携して屋外広告物等の誘導を行っています



主に屋外広告物の種類、大きさ、設置位置、形状等の規制

主に屋外広告物や窓の内側に設置する広告物のデザインに関する誘導（大通地区は要届出）

普及啓発

- ▶ パンフレットなどによる景観形成基準の内容の理解促進を進めます
- ▶ 屋外広告物を対象とした事業者の取組を応援する仕組みを検討します

7章

公共施設等に関する取組

景観誘導等

- ▶ 景観法等に基づく通知の対象となる公共建築物の新築等や工作物の建設等は景観形成基準とガイドラインにより、通知等の対象とならないものはガイドラインにより景観誘導を行います

景観重要公共施設

- ▶ 景観重要施設を定める場合は以下の方針に則ることとします

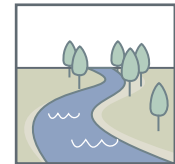
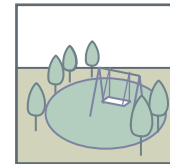
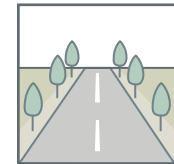
方針 次の要件のいずれかを満たす施設を対象とします

- 1 景観計画重点区域内に位置し、良好な景観の形成を図るうえで特に重要な公共施設
- 2 本市の景観の骨格となっているなど、本市の景観の形成に特に先導的な役割を果たすことが見込まれる公共施設

景観形成上先導的な役割を果たすよう公共施設等を対象とした景観誘導等の取組を行います

用語解説「公共施設等」とは・・・

公共施設・・・ 道路、河川、公園、広場、海岸、港湾、漁港、下水道、緑地、運河及び水路並びに防水又は防砂の施設
(景観法第7条第4項、景観法施行令第1条)



公共施設等・・・ 「公共施設」と「公共の用に供する工作物」と「公共建築物」

8章

景観資源の保全・活用に関する取組

景観重要建造物等の指定方針

- ▶ 以下の方針に則り指定します

景観重要建造物

- ▶ 歴史や文化など地域の景観を特徴付けている建造物及び市民や観光客に親しまれている建造物など景観形成上重要な価値のある建造物について、所有者の意見を聴いたうえで指定
(景観法第8条第2項第3号)

景観重要樹木

- ▶ 自然、歴史、文化などからみて地域のシンボルとして景観を特徴付けている樹木や市民に親しまれている樹木などについて、所有者の意見を聴いたうえで指定
(景観法第8条第2項第3号)

札幌景観資産

- ▶ 景観形成上価値があると認められる建築物等、樹木、その他の物で、意匠、様式(樹容※)等が良好な景観を特徴付けているものや将来のまちづくりに生かされる可能性があるものについて、所有者の同意を得たうえで指定
(札幌市景観条例第12条第1項第5号)

※：樹木の姿



札幌景観資産34号 ミュンヘン大橋



活用促進景観資産第17号 かつら坂

活用促進景観資源（愛称：景観の種）の登録

- ▶ 今後の良好な景観形成に生かしていくことが見込まれる景観資源を広く周知するため、活用促進景観資源の登録を行います。市民等からの提案の促進、眺望、夜間景観、雪・冬季の景観、季節ごとのイベント等に着目した登録に取り組みます

(札幌市景観条例第41条の2～第42条関係)

普及啓発

- ▶ ルーツやその場所に存在している背景などに共通点を持つ景観資源等を関連付けて紹介するストーリーの作成などにより、景観に関する興味関心を高める情報発信や、景観資源の提案を促進する情報発信を行います

景観資源の保全・活用への支援

景観重要建造物等
助成金の交付

景観重要建造物等の維持・保全に要する経費の一部を助成します

景観アドバイザー
の派遣

専門家の派遣による情報提供、助言等を行います

9章

地域ごとの 景観まち づくり に関する取組

多様な分野との連携と関連制度の活用

- ▶ 地域が目指す目標に応じて関連制度の活用も選択肢に含めながら取り組みます

景観まちづくり指針

(札幌市景観条例第42条の2～第42条の15関係)

- ▶ 地域が目指す目標に景観まちづくり指針策定が効果的な場合は、景観まちづくり指針の策定に向けた検討や支援を行います



定山溪地区景観まちづくり指針（平成29年決定）

普及啓発

子どもへの景観教育

「ミニまち」※を活用した子どもへの都市計画や景観についての教育の取組を実施します

※：都市計画を子ども向けに解説した本

興味・関心を喚起するイベントの企画・実施

まちあるきなどの体験型イベントやセミナーを実施します

市民活動の広報・周知

良好な景観の形成に資する市民活動を広報・周知します

景観まちづくり活動等への支援

景観まちづくり助成金の交付

良好な景観の形成に寄与する活動に要する経費の一部を助成します

景観アドバイザーの派遣

専門家の派遣による情報提供、助言等を行います

10章

都市の
魅力向上
を目指す
取組

「眺望」の魅力向上を目指す取組

景観配慮・創出に向けた誘導

- ▶ 景観形成の対象とする眺望を魅力的なものとするため、景観形成基準に眺望に関する基準を定めて届出・協議による誘導を行います
- ▶ 特に札幌の眺望を代表し、特段の景観配慮・創出を求められるもの(重点眺望)を魅力的なものにするため、景観グレードバイ制度を活用した誘導を行います

景観形成
の対象と
する眺望

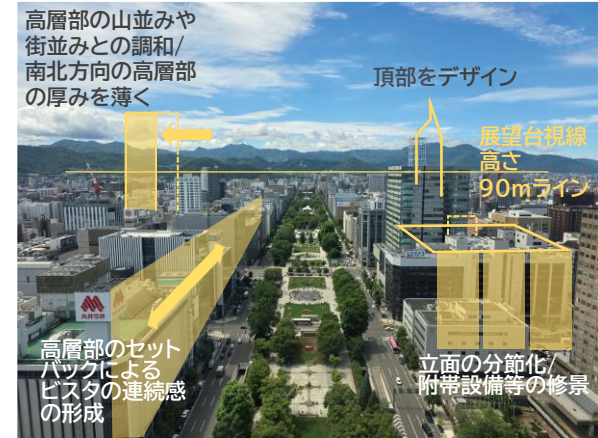
- ★さっぽろテレビ塔展望台から西方向の眺望
- ★大通公園西3丁目※1から東方向の眺望
- (★は重点眺望：景観グレードバイを活用)
- 大倉山展望台から東方向の眺望
- 豊平川に架かる橋からの眺望
- 創成川通※2の南北方向の眺望
- 北三条通※3の西方向の眺望
- 定山溪大橋からの眺望※4

※1：第3次都心まちづくり計画で位置付けるにぎわいの軸との交点付近

※2：第3次都心まちづくり計画で位置付けるつながりの軸の範囲

※3：第3次都心まちづくり計画で位置付けるにぎわいの軸とうけつぎの軸の交差する場所

※4：定山溪地区景観まちづくり指針で位置付ける眺望点と共通



重点眺望(さっぽろテレビ塔展望台から西方向の眺望)の誘導の方向(図はイメージ)

普及啓発

- ▶ 活用促進景観資源の制度を活用した登録と普及啓発を行います

「夜間景観」の魅力向上を目指す取組 ☆ ☆

景観配慮・創出に向けた誘導

- ▶ 景観形成基準に夜間景観に関する基準を定めて届出・協議による誘導を行います
- ▶ 夜間景観の創出に向けた目指す姿などを示すガイドラインの策定を検討します(第6章参照)

普及啓発

- ▶ 活用促進景観資源の制度を活用した登録と普及啓発を行います
- ▶ 夜間景観の創出に資する活動やイベントに関して支援を行います

「雪・冬季の景観」の魅力向上を目指す取組 ❄️

景観配慮・創出に向けた誘導

- ▶ 景観形成基準に雪・冬季の景観に関する基準を定めて届出・協議による誘導を行います

普及啓発

- ▶ 活用促進景観資源の制度を活用した登録と普及啓発を行います
- ▶ 雪・冬季の景観の創出に資する活動やイベントに関して支援を行います

11章

及び別紙

計画の推進/別紙

推進体制

- ▶ 市民、景観整備機構を含む事業者等、行政等が相互に役割を担うことが重要です
- ▶ 計画の推進にあたっては、各主体が理念や役割を共有して連携して取り組んでいきます

進行管理と成果指標

- ▶ PCDAサイクルで進行を管理します
- ▶ 検証は5年をめぐりに実施します

主要な視点場における景観の変化の把握

右記視点場を
定点観測

さっぽろテレビ塔展望台
大倉山展望台
豊平川に架かる橋
(ミュンヘン大橋、平和大橋)
大通公園西3丁目 / 創成川通
北三条通と札幌駅前通の交差点
定山溪大橋



毎年
把握
5年
を目途
に検証

市民による評価(成果指標)の把握

札幌の景観を魅力的だと思う
市民の割合を把握



目標値
80%

〔2024年値〕
74%



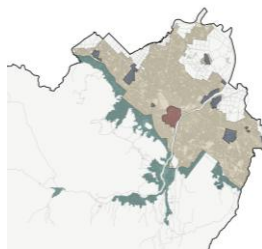
毎年
把握
5年
を目途
に検証

別紙 (本編P77~)

- ▶ 各基準などを別紙に整理しています。なお、基準の解説は、別の冊子にまとめています
※前計画からの主な変更点

1 景観計画区域における届出対象行為と景観形成基準等

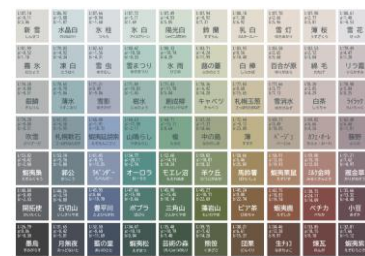
※景観形成基準は全面更新し、基準の細分化やゾーン基準の追加等を行っています



3 色彩景観基準

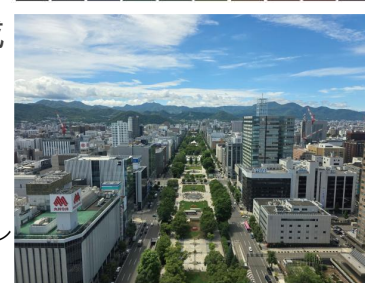
※全面更新し、基準の細分化等を行っています

<札幌の景観色70色(第2版)>



4 重点眺望と景観形成の対象とする眺望

※新設。基準は別紙1に整理しています



重点眺望：さっぽろテレビ塔から西方向の眺望

景観の変化や市民による景観の評価を把握して、計画に基づく取組の効果を確認していきます/

別紙には、届出等の際に守っていただく各基準をまとめています

2 景観計画重点区域における届出対象行為と景観形成基準等

景観計画の詳しい内容の確認や、届出・協議にあたっては、次の冊子も参照ください

- ▶ 第3次札幌市景観計画
 - └ 景観計画の詳細
- ▶ 景観形成基準解説等
 - └ 景観計画区域、景観計画重点区域と景観形成基準の解説
公共施設等の景観デザインガイドライン
- ▶ 色彩景観基準運用指針等
 - └ 色彩景観基準運用指針、限界色の範囲などの解説
- ▶ 景観まちづくり指針（各地区）
 - └ 対象区域と基準（地域景観形成基準）
- ▶ 景観プレ・アドバイスの手引き
 - └ 景観・プレアドバイスの対象やスケジュール、必要書類等
- ▶ 景観法及び札幌市景観条例に係る事前協議・届出の手引き
 - └ 事前協議や届出の対象や必要書類等

第3次札幌市景観計画 概要版

発行 令和●年（ 年）●月
適用 令和9年（2027年）1月

札幌市まちづくり政策局都市計画部地域計画課
〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目
電話 011-211-2545
FAX 011-218-5113
E-MAIL keikan@city.sapporo.jp

